

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月14日

【四半期会計期間】 第2期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 I N E S T株式会社

【英訳名】 I N E S T, I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小泉 まり

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番9号

【電話番号】 03-6776-7838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 濱田 拓也

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番9号

【電話番号】 03-6776-7838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 濱田 拓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第3四半期 連結累計期間	第2期 第3四半期 連結累計期間	第1期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2023年4月1日 至 2023年12月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上収益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	5,504 (1,798)	5,886 (2,050)	7,937
税引前四半期(当期)利益(損失) (百万円)	12	82	156
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(損失) (第3四半期連結会計期間) (百万円)	7 (37)	475 (88)	450
四半期(当期)利益(損失) (百万円)	7	469	450
非支配株主に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)		6	
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益(損失) (百万円)	7	119	1,124
四半期(当期)包括利益(損失) (百万円)	7	112	1,124
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,457	5,862	3,579
総資産額 (百万円)	6,472	12,690	8,074
基本的1株当たり 四半期(当期)利益(損失) (第3四半期連結会計期間) (円)	0.08 (0.41)	5.03 (0.87)	39.36
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益(損失) (円)	0.08	5.03	4.95
親会社所有者帰属持分比率 (%)	38.0	46.1	44.33
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	188	75	231
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	70	2,373	61
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9	3,562	85
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,498	2,740	1,627

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成した要約四半期連結財務諸表に基づいております。
3. 第1期第3四半期連結累計期間及び第1期第3四半期連結会計期間の要約四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったI N T株式会社の要約四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。
4. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(損失)については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり四半期(当期)利益(損失)と同額にて表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(個人向け事業)

当第3四半期連結会計期間において、株式会社Z I T T Oが当社連結業績に加わっております。

また、当第3四半期連結会計期間において、株式会社光通信がその他の関係会社に該当しないこととなり、株式会社プレミアムウォーターホールディングスがその他の関係会社に該当することとなりました。

この結果、2023年12月31日現在では、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社9社、持

分法適用関連会社 1 社、その他の関係会社 1 社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。当社は2022年10月3日付で単独株式移転により設立され、2023年3月期第3四半期連結累計期間より第1期として初めて要約四半期連結財務諸表を作成しております。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間(2023年4月1日～2023年12月31日)における我が国経済は、ロシア・ウクライナ情勢、金融資本市場の変動や物価上昇、国内金融政策の動向等による国内景気への影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。加えて、ここ数年頻繁に発生している自然災害など気候変動等の環境変化、少子高齢化による人口動態の変化と働き方改革への対応、失業者の増加や経済的格差拡大による社会の分断化など、全産業を取り巻く社会環境は急速に変化しており、企業はこれらの変化を十分に注意する必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境では、引き続きAIやIoTを活用したソリューションサービスの活用やBCP対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められております。又、個人消費者のサステナビリティや環境問題への関心の高まりから、環境や社会問題の解決に貢献した消費が増加することや、モノを所有するという価値観が変わり、コトへの消費が増えるなど、個人消費者のライフスタイルの変化が顕在化しつつあります。当社グループはそのニーズに応えるべく、高品質なサービスの提供に努めており、当社グループにおける売上収益のシェアは増加傾向にあり、事業環境の変化に対応しながら、持続的な成長を目指しております。

このような事業環境のもと、当社グループ各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、積極的に販売活動を展開してまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上収益は5,886百万円(前年同期比107.0%)となり、営業損失49百万円(前年同期は営業利益48百万円)、税引前四半期損失82百万円(前年同期は税引前四半期利益12百万円)、親会社の所有者に帰属する四半期損失は475百万円(前年同期は親会社の所有者に帰属する四半期利益7百万円)となりました。セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

法人向け事業

法人向け事業セグメントは、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当第3四半期連結累計期間においては、中小法人に対する多数の顧客基盤や商品を活かした販売活動を積極的に展開してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上収益は2,760百万円(前年同期比112.8%)、セグメント利益は193百万円(前年同期比107.9%)となりました。

個人向け事業

個人向け事業セグメントは、主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーや新電力、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当第3四半期連結累計期間においては、個人に対する多数の顧客基盤と商品を強みに、より顧客のニーズに寄り添った販売活動に注力してまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上収益は3,143百万円(前年同期比102.8%)、セグメント利益は111百万円(前年同期比42.2%)となりました。

(2) 財政状態の状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 2023年3月31日	当第3四半期連結会計期間末 2023年12月31日	増減
資産	8,074	12,690	4,616
負債	4,495	6,792	2,297
親会社の所有者に帰属する持分	3,579	5,862	2,283

資産は、主にのれん及び無形資産の増加により、前連結会計年度末に比べて4,616百万円増加し、12,690百万円となりました。

負債は、主に有利子負債の増加により、前連結会計年度末に比べて2,297百万円増加し、6,792百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する持分は、主に株式会社プレミアムウォーターホールディングスからの第三者割当の払込みを受けたことにより資本金が1,200百万円増加、資本剰余金が1,200百万円増加し、親会社の所有者に帰属する四半期損失475百万円等を計上したことにより、前連結会計年度末に比べて2,283百万円増加し、5,862百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	188	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	70	2,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	9	3,562
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,498	2,740

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に法人所得税の支払の増加により、75百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券の売却による収入及び子会社の取得による支出により、2,373百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入れによる収入及び株式の発行による収入により、3,562百万円となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は2,740百万円となりました。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記のとおり第三者割当増資の引受に係る契約を締結しております。

相手先	契約締結日	内容
エフエルシープレミアム株式会社	2023年11月15日	エフエルシープレミアム株式会社の第三者割当増資を引き受け、当社の連結子会社とすることといたしました。

(注) 詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 8 企業結合等関係」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	343,018,800
A種優先株式	22,710,000
計	365,728,800

(注) 当社は、「第4 経理の状況 要約四半期連結財務諸表注記 13.重要な後発事象」に記載のとおり、2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却いたしました。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,596,485	109,596,485	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
A種優先株式	22,710,000			(注) 1、2
計	132,306,485	109,596,485		

(注) 1. 2023年12月8日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が41,379,400株増加しております。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数

単元株式数は100株であります。

(2) 剰余金の配当

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(3) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種剰余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

当社は、前号に基づくA種優先剰余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先剰余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する剰余財産分配金と同額の剰余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。

当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株式には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。又、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(6) 種類株主総会

基準日に関する定款規程は、毎事業年度末日の翌月から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。

株主総会の招集に関する定款規程は、種類株主総会の招集にこれを準用する。

株主総会の決議に関する定款規程は、種類株主総会の決議にこれを準用する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3. 当社は、「第4 経理の状況 要約四半期連結財務諸表注記 13.重要な後発事象」に記載のとおり、2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

I N E S T株式会社第3回新株予約権

決議年月日	2023年11月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社並びに子会社の取締役及び従業員8名
新株予約権の数(個)	27,285 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 2,728,500株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株あたり58 (注)2
新株予約権の行使期間	2029年4月1日から2033年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 59 (注)2 資本組入額 29.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 2. 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

新株予約権の発行時(2023年12月8日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は2,728,500株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。)
- (2) 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。)又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
- (3) 当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- (2) 当初の行使価額は、58円とする。ただし、行使価格は下記(3)項に定める調整を受ける。
- (3) 行使価格の調整

本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- a. 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)
- b. 時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。又、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする(この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)

上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2029年3月期の連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益（連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。）が、以下の額を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
2029年3月期1,300百万円
- (2) 2029年3月期の連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
- (3) 前二項に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下各号のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記4に記載の場合に該当する場合を除く。）
- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (2) 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。又、本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編等の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記「3. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記「4. 本新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。
- (10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本項「7. 組織再編等の際の新株予約権の取扱い」に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年10月1日 ～2023年12月31日	41,379,400	132,306,485	1,200	1,300	1,200	1,200

(注) 有償第三者割当 発行価格58円 資本組入額29円
割当先 株式会社プレミアムウォーターホールディングス

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 22,710,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,213,000	682,130	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 4,085		
発行済株式総数	90,927,085		
総株主の議決権		682,130	

(注) A種優先株式の内容は、「第3 提出会社の状況 1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。なお、当社は、「第4 経理の状況 要約四半期連結財務諸表注記 13.重要な後発事象」に記載のとおり、2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却いたしました。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第3四半期連結累計期間における役員の異動はありません。

なお、2024年1月23日開催の臨時株主総会における承認並びに株主総会終了後の取締役会の決議により、2024年1月23日付で以下のとおり異動しております。

異動の内容

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
小泉 まり	代表取締役社長		2024年1月23日
執行 健太郎	取締役副社長	代表取締役社長	2024年1月23日
長野 成晃	取締役		2024年1月23日

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、普賢監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第1期連結会計年度 有限責任あずさ監査法人

第2期第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間 普賢監査法人

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		1,627	2,740
営業債権及びその他の債権		1,658	1,971
棚卸資産		79	241
その他の金融資産	5	1,166	130
その他の流動資産		142	352
流動資産合計		4,674	5,437
非流動資産			
有形固定資産		118	190
使用権資産		996	1,079
のれん	8	1,649	3,876
無形資産		83	1,387
持分法で会計処理されている投資		11	11
その他の金融資産	5	474	583
繰延税金資産		62	121
その他の非流動資産		3	3
非流動資産合計		3,399	7,253
資産合計		8,074	12,690

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		1,541	1,943
有利子負債	5	930	1,207
リース負債		93	120
未払法人所得税		58	9
その他の流動負債		326	419
流動負債合計		<u>2,950</u>	<u>3,700</u>
非流動負債			
有利子負債	5	579	1,889
リース負債		913	980
引当金		51	77
繰延税金負債			145
非流動負債合計		<u>1,544</u>	<u>3,092</u>
負債合計		<u>4,495</u>	<u>6,792</u>
資本			
資本金	7	100	1,300
資本剰余金	7	2,263	3,465
利益剰余金		1,215	1,096
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>3,579</u>	<u>5,862</u>
非支配持分			35
資本合計		<u>3,579</u>	<u>5,898</u>
負債及び資本合計		<u>8,074</u>	<u>12,690</u>

(2)【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上収益	6、9	5,504	5,886
売上原価		262	433
売上総利益		5,241	5,452
その他の収益	10	13	119
販売費及び一般管理費		5,200	5,608
その他の費用		6	13
営業利益(損失)		48	49
金融収益		0	0
金融費用		35	33
持分法による投資利益		0	0
税引前四半期利益(損失)		12	82
法人所得税費用		5	386
四半期利益(損失)		7	469
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		7	475
非支配持分			6
四半期利益(損失)		7	469
1株当たり四半期利益(円)			
基本的1株当たり四半期利益(損失)	11	0.08	5.03
希薄化後1株当たり四半期利益(損失)	11	0.08	5.03

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
売上収益	6	1,798	2,050
売上原価		90	189
売上総利益		1,707	1,860
その他の収益		4	7
販売費及び一般管理費		1,679	1,925
その他の費用		3	5
営業利益(損失)		30	63
金融収益		0	0
金融費用		11	13
持分法による投資利益		0	0
税引前四半期利益(損失)		18	76
法人所得税費用		18	8
四半期利益(損失)		37	85
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		37	88
非支配持分			2
四半期利益(損失)		37	85
1株当たり四半期利益(円)			
基本的1株当たり四半期利益(損失)	11	0.41	0.87
希薄化後1株当たり四半期利益(損失)	11	0.41	0.87

(3)【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
四半期利益(損失)	7	469
その他の包括利益(損失)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		356
純損益に振り替えられることのない項目		356
合計		356
その他の包括利益(損失)合計		356
四半期包括利益(損失)合計	7	112
四半期包括利益合計の帰属		
親会社の所有者	7	119
非支配持分		6
四半期包括利益(損失)合計	7	112

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
四半期利益(損失)	37	85
その他の包括利益(損失)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定する金融資産		1
純損益に振り替えられることのない項目 合計		1
その他の包括利益(損失)合計		1
四半期包括利益(損失)合計	37	87
四半期包括利益合計の帰属		
親会社の所有者	37	90
非支配持分	-	2
四半期包括利益(損失)合計	37	87

(4)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 資本の構成 要素		
2022年4月1日		100	2,243	91	0		2,435	2,435
四半期包括利益								
四半期利益(損失)				7			7	7
その他の包括利益								
四半期包括利益合計				7			7	7
所有者との取引額等								
新株の発行								
新株予約権の発行								
連結子会社株式の一部売却による持分の増減								
株式報酬取引			14				14	14
自己株式の消却			0		0			
利益剰余金への振替								
所有者との取引額等合計			14				14	14
2022年12月31日		100	2,258	98			2,457	2,457

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 資本の構成 要素		
2023年4月1日		100	2,263	1,215			3,579	3,579
四半期包括利益								
四半期利益(損失)				475			475	469
その他の包括利益						356	356	356
四半期包括利益合計				475		356	119	112
所有者との取引額等								
新株の発行		1,200	1,192				2,392	2,392
新株予約権の発行			2				2	2
連結子会社株式の一部売却による持分の増減			0				0	29
株式報酬取引			7				7	7
自己株式の消却								
利益剰余金への振替				356		356		
所有者との取引額等合計		1,200	1,202	356		356	2,402	2,431
2023年12月31日		1,300	3,465	1,096			5,862	5,898

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益(損失)	12	82
減価償却費及び償却費	139	175
金融収益	0	0
金融費用	35	33
受取和解金		61
持分法による投資損益(は益)	0	0
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)	260	456
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)	235	468
棚卸資産の増減(は増加)	50	14
その他	53	2
小計	214	65
利息の受取額	0	0
利息の支払額	32	30
和解金の受取額		61
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)	6	171
営業活動によるキャッシュ・フロー	188	75
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	33	30
有価証券の取得による支出		2
有価証券の売却による収入		1,038
子会社の取得による支出	23	3,345
敷金及び保証金の差入による支出	4	5
敷金及び保証金の回収による収入	17	2
その他	26	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	70	2,373
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)		39
長期借入れによる収入	650	1,800
長期借入金の返済による支出	351	554
リース負債の返済による支出	88	64
株式の発行による収入		2,388
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入		29
社債の買入及び償還による支出	200	
その他		2
財務活動によるキャッシュ・フロー	9	3,562
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	127	1,113
現金及び現金同等物の期首残高	1,370	1,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,498	2,740

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

I N E S T株式会社(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は東京都豊島区東池袋一丁目25番9号であります。当第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)並びに関連会社に対する当社グループの持分から構成されております。

当社グループは、主に中小企業や個人消費者に対して、モバイルデバイスやOA機器、ウォーターサーバー等の各種商品の販売を行う事業を営んでおります。当社グループの事業内容及び主要な活動は、要約四半期連結財務諸表注記「6. 事業セグメント」に記載しております。

2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社の要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IAS第34号に準拠して作成されております。

(2) 測定の基礎

本要約四半期連結財務諸表は「注記3. 重要性のある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定している金融商品等を除き、取得原価を基礎として計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

本要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

(4) 未適用の公表済み基準書

本要約四半期連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された未適用の基準及び解釈指針のうち、重要な影響があるものはありません。

3. 重要性のある会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する会計方針は、2023年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様であります。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、2023年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 金融商品

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融商品

公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式			1,043	1,043
合計			1,043	1,043

当第3四半期連結会計期間(2023年12月31日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式			5	5
合計			5	5

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

当第3四半期連結累計期間において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債について、公正価値の測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響に重要なものはありません。

公正価値の測定方法

・株式

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

レベル3の調整表

レベル3に分類した金融資産の当期首から当期末までの変動は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
期首残高	10	1,043
売却		1,038
取得		2
包括利益		
その他の包括利益	1,033	2
期末残高	1,043	5
各会計期間末に保有する金融商品に関して 純損益に認識している利得又は損失		

(2) 償却原価で測定する金融商品

公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
その他の金融資産				
敷金及び保証金	466	459	575	562
金融負債				
有利子負債				
長期借入金(1年内返済予定含む)	1,170	1,118	2,796	2,753

(注) 短期の金融資産及び金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

公正価値の測定方法

・敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

・借入金

元利金の合計を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、法人向け事業及び個人向け事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要性のある会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	2,448	3,055	5,504		5,504
セグメント間の内部売上収益及び振替高	0	1	1	1	
計	2,448	3,057	5,505	1	5,504
セグメント利益	178	263	442	393	48
金融収益					0
金融費用					35
持分法による投資損益					0
税引前四半期利益					12

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	2,743	3,143	5,886		5,886
セグメント間の内部売上収益及び振替高	17	0	17	17	
計	2,760	3,143	5,904	17	5,886
セグメント利益	193	111	304	353	49
金融収益					0
金融費用					33
持分法による投資損益					0
税引前四半期利益(損失)					82

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

前第3四半期連結会計期間(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	833	964	1,798		1,798
セグメント間の内部売上収益及び振替高	0	0	0	0	
計	834	964	1,798	0	1,798
セグメント利益	62	84	147	117	30
金融収益					0
金融費用					11
持分法による投資損益					0
税引前四半期利益					18

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

当第3四半期連結会計期間(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期連結 財務諸表計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	915	1,135	2,050		2,050
セグメント間の内部売上収益及び振替高	6		6	6	
計	921	1,135	2,057	6	2,050
セグメント利益(注)	7	42	50	113	63
金融収益					0
金融費用					13
持分法による投資損益					0
税引前四半期利益(損失)					76

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

また、個人向け事業には、当第3四半期連結会計期間において、株式会社ZITTOを連結子会社にした影響額は売上収益201百万円、セグメント利益18百万円となります。

7. 資本及びその他の資本項目

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

当社は、2023年11月15日付の取締役会の決議に基づき、2023年12月8日を払込期日とする第三者割当増資を行い、新たに41,379,400株を発行しました。これにより、当第3四半期連結累計期間において、資本金が1,200百万円、資本剰余金が1,200百万円それぞれ増加しております。

8. 企業結合

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単独株式移転による持株会社体制への移行)

I N Tは、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年10月3日を期日とするI N T単独による株式移転(以下「本株式移転」という。)により、I N Tを株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社持株会社(以下「当社」という。)を設立することを決議し、2022年6月29日開催のI N T第26回定時株主総会において承認、可決されました。

(1) 本株式移転の目的及び理由

背景及び目的

I N Tグループは、2020年8月1日を効力発生日として株式会社アイ・ステーション及びR e n x a株式会社を完全子会社化することで、新たな経営体制へと移行し、現在、主に中小企業に対してモバイルデバイスや新電力、O A機器等の各種商品の取次販売を行う「法人向け事業」と、個人消費者に対してウォーターサーバーやインターネット回線等の各種商品の取次販売を行う「個人向け事業」の二本の柱を主要事業として、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、中小企業や個人消費者のニーズにあった商品の取り扱いを積極的に増加させ、販売活動を展開してまいりました。

I N Tグループを取り巻く事業環境では、A IやI o Tを活用したソリューションサービスの活用やB C P対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。さらにはテレワーク継続や非対面での業務遂行など、新型コロナウイルスの状況を踏まえた働き方の変化は、I N Tグループの提供している販売代理店事業や営業代行事業のアウトソーシングサービス需要への追い風になるとも考えております。

このような状況のもと、I N Tグループが更なる成長を目指していくにあたり、グループ全体としての適切な体制を確保しつつ、専門性の高い事業会社がそれぞれの分野に特化したコーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス・リスク管理体制を強化していくとともに、変化が激しい市場環境に対応していくためにも、各事業会社における意思決定を迅速化することが重要であり、そのための最適な体制として、純粋持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

持株会社体制への移行手順

当社設立後は、I N Tの子会社等を当社の子会社として再編する予定です。

(2) 株式移転による当社設立の要旨

株式移転の日程

定時株主総会基準日	2022年3月31日
株式移転計画承認取締役会	2022年5月25日
株式移転計画承認定時株主総会	2022年6月29日
I N T上場廃止日	2022年9月29日
当社設立登記日（効力発生日）	2022年10月3日
当社株式上場日	2022年10月3日

本株式移転の方式

I N Tを株式移転完全子会社、当社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	I N E S T株式会社 (当社)	I N T株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率 (普通株式)	1	1
株式移転比率 (A種優先株式)	1	1

a．株式移転比率

本株式移転に伴い、株式移転完全子会社の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合、株式移転完全子会社のA種優先株式1株につき、当社のA種優先株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、株式移転完全子会社の単元株式は、100株です。

b．単元株式数

当社は、1単元の株式数を100株といたします。

c．株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、株式移転完全子会社単独の株式移転によって、持株会社である当社1社を設立するものであり、株式移転直前の株式移転完全子会社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する株式移転完全子会社普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てました。また、同様にA種優先株式についても、株主の皆様が保有する株式移転完全子会社A種優先株式1株に対して当社のA種優先株式1株を割り当てました。

d. 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記cの理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

e. 本株式移転により交付する新株式数

普通株式 68,217,085 株

A種優先株式 22,710,000 株

f. 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式移転完全子会社が発行している新株予約権については、当社は、株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社の新株予約権を交付し、割り当てました。なお、株式移転完全子会社は新株予約権付社債を発行しておりません。

g. 持株会社の新規上場に関する取扱い

株式移転完全子会社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2022年10月3日より東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(3) 株式移転により新たに設立した当社の概要

商号	I N E S T株式会社
所在地	東京都豊島区東池袋一丁目25番9号
代表者及び役員	代表取締役社長 執行 健太郎 代表取締役常務 片野 良太 取締役副社長 坂本 幸司 社外取締役 近藤 武雄 社外取締役 倉嶋 喬 社外取締役 竹中 由重 取締役 柴田 亮
事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
資本金	100百万円
決算期	3月31日
親会社の所有者に帰属する持分（連結）	2,457百万円(2022年12月31日時点)
資産合計（連結）	6,472百万円(2022年12月31日時点)

(4) 会計処理の概要

本株式移転は、「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

又、当社は2023年10月3日においてI N Tの資産負債を帳簿価額により引き継いでおります。

当第3四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年12月31日）

(1) 取得による企業結合（株式会社Z I T T O）

企業結合の概要

a. 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	株式会社Z I T T O
----------	---------------

事業の内容	電子書籍ストア事業 新作映画やドラマ等のオンラインレンタル事業 クーポンサービス事業
-------	--

b．取得日

2023年10月2日

c．取得した議決権付資本持分の割合

取得前の議決権比率	0.0%
2023年10月2日付の第三者割当増資引受後の議決権比率	68.6%
2023年10月3日付の株式会社Z I T T Oによる自己株式取得後の議決権比率	100.0%

d．企業結合を行った主な理由

当社グループは、株式会社Z I T T Oを連結子会社とすることにより、デジタルマーケティングの領域において、株式会社Z I T T Oが持つアフィリエイトマーケティングのノウハウを活用することで、当社グループが企業向けに提供するデジタルマーケティングの非連続な事業成長を実現させるとともに、当社グループの持つその他のアセットやノウハウを組み合わせることでシナジー効果も享受できる見込みであることに加え、当社グループにおけるフロー収益ベースの収益構造からストック収益ベースへの収益構造転換が加速する見込みであるとの考えから、同社を取得することに致しました。

e．被取得企業の支配を獲得した方法

第三社割当増資の引受けによる株式取得
被取得企業（株式会社Z I T T O）による自己株式取得

取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	1,830
取得資産及び引受負債の公正価値	
取得資産	
現金及び現金同等物	105
上記以外の流動資産	133
非流動資産	763
引受負債	
流動負債	183
非流動負債	166
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	652
のれん	1,177

(注) 支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、現時点で入手可能な情報に基づいて、取得した資産及び引き受けた負債に暫定的に配分しております。なお、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。非流動資産の主な内容は、個別に識別可能な資産である顧客基盤が含まれております。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、当社グループの既存事業と被取得企業とのシナジー効果により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。そのほか当該企業結合に係る取得関連費用は5百万円であり、すべて要約四半期連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

子会社の取得による支出

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,830
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	105
子会社の取得による支出	1,724

当社グループの業績に与える影響

取得日以降の損益情報については、当第3四半期連結累計期間に係る要約四半期連結損益計算書の収益及び四半期利益に対する影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、本企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当第3四半期連結累計期間における当社グループの連結業績に係るプロフォーマ情報は、以下のとおりであります。なお、当該プロフォーマ情報は四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上収益(プロフォーマ情報)	604
四半期利益(プロフォーマ情報)	76

(2) 取得による企業結合(エフエルシープレミアム株式会社)

企業結合の概要

a. 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	エフエルシープレミアム株式会社
事業の内容	各種セールスプロモーション ミネラルウォーター販売 業務委託販売 各通信サービスの販売・取次ぎ コールセンター業務、カウンターセールス

b. 取得日

2023年12月27日

c. 取得した議決権付資本持分の割合

取得前の議決権比率	0.0%
2023年12月8日付の第三者割当増資引受後の議決権比率	66.6%
2023年12月27日付のエフエルシープレミアム株式会社による自己株式取得後の議決権比率	100.0%

d. 企業結合を行った主な理由

当社グループは、エフエルシープレミアム株式会社を連結子会社とすることにより、主に個人向け事業において以下の3つのシナジーが期待できるとの考えから、同社を取得することに致しました。

販売チャネルの補完

R e n x a株式会社のテレマーケティングとエフエルシープレミアム株式会社の対面型セールスプロモーションは相補的であり、両社が連携することで幅広い顧客層に対して効果的な販売戦略の展開が期待できる。

マーケティング戦略強化

R e n x a株式会社のテレマーケティングのノウハウとエフエルシープレミアム株式会社の対面型セールスプロモーションのノウハウを組み合わせることで、クライアント企業やサプライヤー企業に対して、より最適なマーケティング戦略の提供が期待できる。

顧客満足度向上

R e n x a株式会社が提供するマーケティングソリューション事業とエフエルシープレミアム株式会社が提供する対面型セールスプロモーションの顧客層には十分な補完関係があり、顧客に対する幅広いソリューションを提供できる見込みであるため、更なる顧客満足度の向上が期待できる。

このように、当社グループが展開する個人向け事業において更なる拡充・先鋭化を推進し、収益力を増強する

ことにつながる見込みであることから、取得方法について協議の上、エフエルシープレミアム株式会社の第三者割当増資を引き受け、当社の連結子会社とすることに致しました。

e．被取得企業の支配を獲得した方法

第三割当増資の引受けによる株式取得

エフエルシープレミアム株式会社による自己株式取得

取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	2,000
取得資産及び引受負債の公正価値	
取得資産	
現金及び現金同等物	378
上記以外の流動資産	917
非流動資産	825
引受負債	
流動負債	760
非流動負債	411
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	950
のれん	1,049

(注) 支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、時点で入手可能な情報に基づいて、取得した資産及び引き受けた負債に暫定的に配分しております。なお、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、当社グループの既存事業と被取得企業とのシナジー効果により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。そのほか当該企業結合に係る取得関連費用は8百万円であり、すべて要約四半期連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

子会社の取得による支出

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	2,000
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	378
子会社の取得による支出	1,621

(4) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降の損益情報については、当第3四半期連結累計期間に係る要約四半期連結損益計算書の収益及び四半期利益に対する影響額がないため、記載を省略しております。

なお、本企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当第3四半期連結累計期間における当社グループの連結業績に係るプロフォーマ情報は、以下のとおりであります。なお、当該プロフォーマ情報は四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上収益（プロフォーマ情報）	5,397
四半期利益（プロフォーマ情報）	290

9. 売上収益

(収益の分解)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		
		法人向け事業	個人向け事業	計
主要なサービスライン	通信インフラサービス	856	444	1,300
	ライフラインサービス	314	1,892	2,206
	オフィスソリューションサービス	412		412
	店舗ソリューションサービス	19		19
	ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	688	708	1,397
	その他	157	10	167
合計		2,448	3,055	5,504
顧客との契約から認識した収益		2,435	3,055	5,490
その他の源泉から認識した収益		13		13

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」に基づくリース料収入が含まれています。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		
		法人向け事業	個人向け事業	計
主要なサービスライン	通信インフラサービス	963	362	1,325
	ライフラインサービス	796	1,966	2,763
	オフィスソリューションサービス	298		298
	店舗ソリューションサービス	34		34
	ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	518	793	1,311
	その他	131	20	152
合計		2,743	3,143	5,886
顧客との契約から認識した収益		2,743	3,143	5,886
その他の源泉から認識した収益				

通信インフラサービス

テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、モバイルデバイスや通信回線サービス等の販売を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じて契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1~2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」という。)で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

ライフラインサービス

テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、ウォーターサーバーや新電力等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。顧客への返金が見込まれる金額の測定については、過去の実績データに基づいて見積もっており、営業債務及びその他の債務に含めております。当社グループは、予想される返金率については、報告日毎に見直し、資産及び負債の金額を更新しております。

オフィスソリューションサービス

テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、OA機器や照明、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

店舗ソリューションサービス

テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、C A T等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス

顧客企業の営業・マーケティング活動に関連する業務の受託、商材の拡販支援により、当社の人材による電話コンタクト、直接訪問、Webコンタクト等のチャンネルを通じて、顧客企業に代わってエンドユーザーに対し商品・サービスのセールス、訪問のためのアポイントの獲得、自社ブランド販売等を行っており、そのサービスが提供されるにつれて収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供するにつれて、履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

当第3四半期連結会計期間において、株式会社Z I T T Oを連結子会社にした影響額は売上収益201百万円となります。

10. その他の収益

その他の収益には、特定の訴訟にかかる和解金の受取額が61百万円含まれております。

11. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及び算定上の基礎、希薄化後1株当たり四半期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
(1) 基本的1株当たり四半期利益(損失)	0円08銭	5円03銭
(算定上の基礎)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(損失)(百万円)	7	475
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)		
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	7	475
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	94,538
(2) 希薄化後1株当たり四半期利益(損失)	0円08銭	5円03銭
(算定上の基礎)		
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	7	475
子会社及び関連会社の潜在株式に係る利益調整額(損失)(百万円)		
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	7	475
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	94,538
新株予約権による普通株式増加数(千株)		
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	94,538
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期利益の算定に含めなかった金融商品の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 44,618個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数 71,903個)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
(1) 基本的1株当たり四半期利益(損失)	0円41銭	0円87銭
(算定上の基礎)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(損失)(百万円)	37	88
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)		
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	37	88
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	101,721
(2) 希薄化後1株当たり四半期利益(損失)	0円41銭	0円87銭
(算定上の基礎)		
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	37	88
子会社及び関連会社の潜在株式に係る利益調整額(百万円)		
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる金額(損失)(百万円)	37	88
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	101,721
新株予約権による普通株式増加数(千株)		
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いる普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927	101,721
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期利益の算定に含めなかった金融商品の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数 44,618個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数 71,903個)

12. 関連当事者取引

当社グループと関連当事者との重要な取引は以下のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	取引の内容	取引金額	未決済残高
その他の関係会社の孫会社	株式会社第二通信	株式の売却	1,036	
その他の関係会社の孫会社	株式会社HBD	子会社株式の購入	1,830	
主要株主	株式会社プレミアムウォーター ホールディングス	子会社株式の購入	2,000	
		第三者割当増資の引受	2,400	

(注) 1. 株式の売却価格及び子会社株式の購入価額については、第三者算定機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

2. 第三者割当増資の引受価額については、発行に係る2023年11月15日付の取締役会決議の直前営業日(2023年11月14日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における普通株式の終値58円を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

13. 重要な後発事象

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年1月23日開催の臨時株主総会においてA種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却いたしました。

(1)自己株式(A種優先株式)の取得及び消却を行う理由

今後のA種優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては資本効率の改善や当社普通株式の価値向上を図るため。

(2)取得にかかる事項の内容

取得した株式の種類	A種優先株式
取得した株式の総数	22,710,000株 (発行済A種優先株式総数に対する割合100%)
株式の取得価額の総額	1,317百万円
取得先	株式会社HBD
取得日	2024年1月31日
取得方法	特定の株主からの相対取得(会社法160条1項)

(3)消却にかかる事項の内容

消却した株式の種類	A種優先株式
消却した株式の総数	22,710,000株 (消却前の発行済A種優先株式総数に対する割合100%)
消却日	2024年1月31日

(資本金の額の減少)

当社は、2024年1月23日開催の臨時株主総会において資本金の額の減少を行うことについて承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額及び方法

資本金の額1,300百万円を1,200百万円減少し、資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100百万円といたします。

増加する資本剰余金の額

資本剰余金 1,200百万円

(3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2023年11月15日
臨時株主総会承認日	2024年1月23日
債権者異議申述公告日	2024年1月23日
債権者異議申述最終期日	2024年2月24日(予定)
減資の効力発生日	2024年2月28日(予定)

14. 承認日

2024年2月14日に当要約四半期連結財務諸表は、取締役会によって承認されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 功一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊田 賢司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、又、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は自己株式（A種優先株式）の取得について、2024年1月23日開催の臨時株主総会において承認可決されたため、2024年1月31日に取得を実施し、2024年1月31日に消却を実施している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る要約四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該要約四半期連結財務諸表に対して2023年2月13日付けで無限定の結論を表明しており、又、当該連結財務諸表に対して2023年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。又、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。